

年金の「壁」 211万円の是非

税金・社会保険料を払うのがイヤ..

年金の壁は老後の頼みの綱を減らしてまで社会的負担減を狙う。そんなふうにも見える言説の「損得勘定」を探る。

選取として二つの仕事がある時、次のようなアドバイスをされたら、あなたはどうか考えますか。

「年収350万円」の仕事も選べるけど、いろいろあつて得だから「年収300万円」の仕事にしようよ」

言うまでもなく「普通なら」上だろう。ところが公的年金の世界で、これが「イエス」とされてしまう場面がある。

「211万円の壁」とされるのが、それだ。「年収の壁」はパートで働く主婦の就労調整の問題で昨年ようやく有名になったが、「211万円」は年金の世界の「壁」である。

住民税非課税をめざす

目標は「住民税非課税世帯」になること。下の計算式を覚えてください。地方税法の定めでは、生活保護を受けている人

や障害者などで一定の所得以下の人か住民税非課税となることが、ほかに所得額のみが問われる基準があり、これがその計算式だ(東京23区の場合、自治体によって異なる)。

それによると、65歳以上で年金生活を送る夫婦の場合、世帯主(仮に夫としよう)の年金所得(雑所得)が「101万円以下」なら、その夫は住民税非課税となる(計算式に当てはめると、 $35 \times 2 + 31 = 101$ 万円)。年金収入から雑所得を求めると、65歳以上なら最低でも「101万円」を差し引ける(公的年金等控除)。つまり、年金収入が「211万円」までなら住民税は課税されないことになる(211-101=110万円で、先の計算式を満たす)。

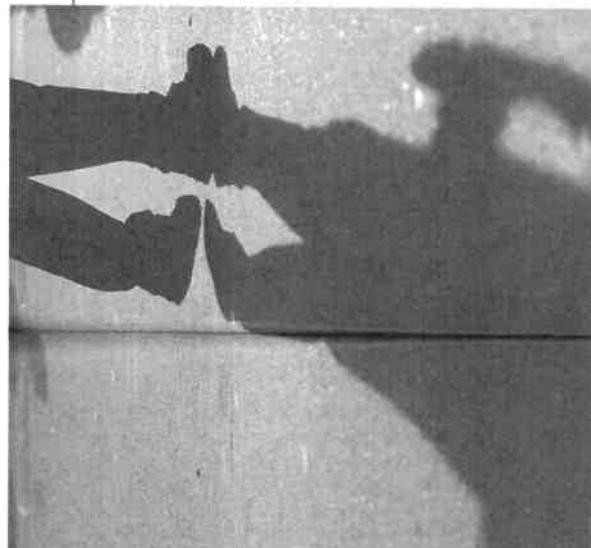
一方、妻は下の方の基準に当てはまればよい。同様に計算す

「211万円の壁」のしくみ ※東京23区の場合

- 前年の合計所得金額が下の額以下の人
- 住民税非課税
- 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
 - 本人・同一生計配偶者×配偶者控除額+31万円以下
 - の合計人数
- 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合
 - 45万円以下

年金の「繰り上げ・繰り下げ」

60歳	繰り上げ	繰り下げ	75歳
60~64歳	繰り上げ	繰り下げ	
1か月月収減ることに 年金額が0.4%減少		1か月月収増えることに 年金額が0.7%増加	



年金は老後の生活を支える頼みの綱だ

人には、今度「増やすと損」とする言説が出てくる。繰り下げを奨励する人に向けて、こう言うのである。

「年金は増えるけど、税金や社会保険料も高くなるから思っているほど年金は増えません。損するだけだからやめたほうがいい」

どちらにも共通するのは、税金や社会保険料を支払うのは「壁」とする考え方である。確かに負担は増えないが、こうした言説、どう見ればいいのか。

さまざまなリスク

ルール違反は刑一犯していない。ただし、「とはいえず」と言うのは老後資金に詳しいファイナンシャルプランナーPの井戸義徳さんだ。

「211万円」は、本来は所得が低く困っている人のための仕組みでしょ。それをわざわざ使うこと自体がいかげんものかと思いませんか」

井戸さんによると、繰り下げをしてまで非課税になることは「アホアホアホ」もするめられな

いはう。「年金を減らして当初は税金や社会保険料が安くならたとしても、いざという時にどうするのでしょうか。本当にお金がなくなつた時は、もう働いて稼げる方法はないのです。やはり老後の後半に備えて給付は厚くしておかないとい」

先の三宅さんは、制度自体が変わってしまう可能性を指摘する。「基準は情勢次第で変わる可能性があります。つまり、住民税の課税対象者を増やす動きが出てこないとも限りませんから、それに敵なので、繰り上げして211万円以内に取りまわついても、毎年の改正で、繰り上げ211万円を超えてしまう可能性もありませんよ」

FPの澤木明宏

んは、繰り下げで年金額が増える効果を強調する。

「税金や社会保険料は増えますが、手取りが増えることが大きいんです。例えば年間200万円の年金を見込める人が、受給を5年遅らせて70歳からもらい始めた場合、私の試算では、100歳まで生きると65歳から始める人より可処分所得が1千万円も増えますよ」

確かに「手取り」は重要だ。そこで「211万円の壁」と「繰り下げ」の効果を考えるために左の表を作ってみた。年金収入(老

年金額	社会保険料(公的年金等控除あり)	所得税	住民税	社会保険料(国民年金)	手取り
180万円	135万7000円	0	0	137万5000円	166万43000円
190万円	147万5000円	0	0	147万5000円	175万47000円
200万円	157万49000円	0	0	157万49000円	184万51000円
211万円	167万5000円	0	0	167万5000円	194万45000円
212万円	23万44000円	0	5000円	237万84000円	188万76000円
220万円	24万21000円	0	5000円	247万71000円	195万29000円
240万円	26万52000円	86000円	2773000円	307万21000円	209万79000円
260万円	28万54000円	1万77000円	4754000円	34万785000円	225万15000円
280万円	32万56000円	6万71000円	4752000円	37万52000円	238万48000円
300万円	34万78000円	3万46000円	7792000円	46万16000円	253万84000円

※東京都中央区の場合で国民年金控除、夫婦二人暮らし、無職配偶者の妻も国民年金受給者、住民税は標準

ら、妻の年金収入額が「155万円以下」であれば、妻も住民税非課税となり、この夫婦は晴れて「住民税非課税世帯」になる。

住民税非課税世帯になると、いろいろな負担が軽減される。言うまでもなく住民税は「ゼロ」、養育控除や配偶者控除、社会保険料控除を使えば本抵の「社会保障所得税」も「ゼロ」になる。介護保険料は最低レベルまで下がるし、住民税非課税と認定されてはくはないが、低所得だと国民健康保険の均等割保険料が軽減される。

年金義務に詳しい社会保険労務士の三宅明彦さんが言う。「そういふ知識を持つておくことは重要だと思いますが、住民税非課税」を狙つて是非でもそこを保持していくとする言

説があります。三宅さんによると、受給するのを早めたり遅らせたりする「繰り上げ・繰り下げ」の制度を使うのだという。繰り上げすれば早くもらふ分年金額は減り、繰り下げすれば逆に遅くもらふ分年金額は増える。

遅らすと増やすと損

「年金額が少ない人には「繰り下げ」をして211万円近くまで年金を増やすのが得策として、年金額が多い人には逆に繰り上げをして年金額を211万円より少なくして住民税非課税になることを勧めるのです」

後段の繰り上げを推奨した策こそ、冒頭で述べた収入の少ない仕事を勧めるケースである。いわば「減収」のすすめだ。

一方「211万円の壁」を超えて年金額を増やそうとする

取りで69万円アップ、何と15万円ほど使えるお金が増えるのだ。税金や社会保険料が増えども、このアップ。そしてそれが累積すれば、先の澤木氏が言うメリットになる。

どうやら税・社会保険料を減らす側の方は悪そうだが、主婦の年収の壁もポイントは税・社会保険料の負担だつた。なぜここまで税や社会保険の負担は減らされるのか。

財政学者である明治大学の星野直樹教授が、「1980年代の租税政策の影響で、消費税を導入したことが、この時期、所得税や相続税を庶民向けにすいぶん減税がなされました。それによって庶民の手取り、自由に使えるお金が増え、いつしか手取りを増やすことを第一に考える風潮が生まれたのです。その意識が基いたのが「社会保険料減」だと思ひます」

と言えば、東京財団政策研究所の善信壽樹研究主幹は、「税金の使われ方がちやんとしていないからじゃないですか。政治不信の裏返しなんです。政治不信は世間帯にあります。最近の日本は特にひどいように思えます」

国民の意識が政治の現状か——とどちらにも、原因は我々の中にある。 編集部 瀧田由之

手取りアップに注目

一方「繰り下げ」の効果は、表を縦に使つてほしい。例えば、200万円の人の場合、240万円なら約2年半、260万円なら約3年半、280万円なら約5年、繰り下げた時とは年金額は同じとみなせる。それぞ

れの手取りを比べれば生活が豊かになる度合いがわかる。このように、長々繰り下げると手取りは着実に増える。この人が約5年繰り下げると手